

福岡県公報

令和二年七月十日
第百十八号
増刊
①

目次

再掲

- 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一
- 公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

再掲

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年六月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十号

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和元年福岡県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第七号を次のように改める。

七 会計年度任用職員(六月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は六月

以上継続勤務している会計年度任用職員(週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で一年間の勤務日が四十七日以下であるものを除く。)

限る。)が夏季(七月から九月までの期間に限る。)における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 三日

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則は、施行日以後に任用され、又は任用期間を更新される会計年度任用職員に適用し、施行日前に任用され、又は任用期間を更新された会計年度任用職員については、なお従前の例による。

福岡県公告式条例(昭和二十五年福岡県条例第四十六号)第五条第一項において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和二年六月二十九日

福岡県人事委員会委員長 井手 和 英

福岡県人事委員会規則第二十一号

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務の委託を受けている町の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十二年福岡県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の大刀洗町の表本庁の項中「秘書係長」を「総務秘書係長」に、「総務係長」を「人事法制係長」に改める。

附則

この規則は、令和二年七月一日から施行する。